

重要な契約に関する改正開示府令等、公表—金融庁

去る2023年12月22日、金融庁から、内閣府令81号「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」および企業内容等開示ガイドラインの改正が公表された。

重要な契約について、開示すべき契約の類型や求められる開示内容を具体的に明らかにすることで、適切な開示を促すことを目的として、2023年6月30日に改正開示府令等の公開草案（2023年8月1日号（No.1684）情報ダイジェスト参照）が公表されていた。本公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、最終化されたもの。

企業・株主間のガバナンスに関する合意
有報等の提出会社（持株会社の場合はその子会社を含む）が、提出会社の株主との間で、次のガバナンスに影響を及ぼし得る合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く）を締結している場合、当該契約の概要や合意の目的およびガバナンスへの影響等の開示を求める。

企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意
有報等の提出会社が、提出会社の株主（大量保有報告書を提出した株主）との間で、次の株主保有株式の処分等に関する合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く）を締結している場合、当該契約の概要や合意の目的等の開示を求める。

- (a) 役員候補者指名権の合意
- (b) 議決権行使内容を拘束する合意
- (c) 事前承諾事項等に関する合意
- (a) 保有株式の譲渡等の禁止・制限の合意
- (b) 保有株式の買増しの禁止に関する合意
- (c) 株式の保有比率の維持の合意
- (d) 契約解消時の保有株式の売渡請求の合意

ローン契約と社債に付される財務上の特約

(1) 臨時報告書の提出
有報等の提出会社が、財務上の特約の付されたローン契約の締結または社債の発行をした場合（既締結契約や既発行社債に新たに財務上の特約が付される場合も含む）であって、その元本または発行額の総額が連結純資産額の10%（公開草案では3%）以上の場合には、契約の概要（契約の相手方の属性、元本総額および担保の内容等）や財務上の特約の内容を記載した臨時報告書の提出を求める。

前記の財務上の特約に変更があった場合や財務上の特約に抵触した場合には、財務上の特約の変更内容や抵触事由等を記載した臨時報告書の提出を求める。

(2) 有報等への記載
有報等の提出会社が、財務上の特約の付されたローン契約の締結または社債の発行をしている場合であって、その残高が連結純資産額の10%以上である場合（同種の契約・社債はその負債の額を合算する）、当該契約または社債の概要および財務上の特約の内容の開示を求める。

有報等への記載に関して、記

載すべき事項の全部または一部を同一開示書類の他の箇所（たとえば、財務諸表の注記等）に記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる旨が追加されている。

2024年4月1日から施行
適用日

2024年4月1日から施行

監査 期中レビュー基準案、公表—企業会計審議会監査部会

去る2023年12月14日、金融庁は、企業会計審議会第55回監査部会（部会長・堀江正之・日本大学商学部教授）を開催した。

前回（2023年10月1日号（No.1689）情報ダイジェスト参照）に引き続き、四半期報告書制度廃止後の中間財務諸表および四半期決算短信のレビューについて、審議が行われた。

今回は、前回の議論の内容を踏まえ、「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂及び品質管理基準の改訂（公開草案）」の文案について審議された。

前回、四半期レビュー基準に

また、レビュー報告書の利用

者が適正性と準拠性の相異を理解したうえで利用できるかどうか重要であることを踏まえ、意見書の前文に次を明記する。

・「適正性に関する結論」と「準拠性に関する結論」のいずれの場合も、「経営者が採用した会計方針が会計の基準に準拠しているかどうか、その会計方針の選択や適用方法が会計事象や取引の実態を適切に反映するものであるかどうかに加え、期中財務諸表が表示のルールに準拠しているかどうかの評価をしなくてはならない」と

・期中財務諸表における表示が利用者に理解されるために適切であるかどうか判断するために、「適正性に関する結論」の場合、監査人は財政状態や経営成績等を利用者が適切に理解するにあたって期中財務諸表が全体として適切に表示

されているか否かについての一步離れて行う評価が含まれるのに対して、「準拠性に関する結論」の場合はその評価が行われないという違いがあること

委員からは、おおよそ案に賛成の意見が聞かれたものの、「適正性と準拠性の違いがわかりにくい。混乱しないよう周知していくことが重要」との意見が多く聞かれた。

公開草案の公表

前記の議論を経て、2023年12月21日、企業会計審議会監査部会は、「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂及び監査に関する品質管理基準の改訂について（公開草案）」を公表した（<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonofa/20231221-2/20231221.html>）。

コメント期限は、2024年1月24日。

会計
中間財務諸表会計基準案等、公表
ASBJ

去る2023年12月13日、企業会計基準委員会は、第516回企業会計基準委員会を開催した。

経理に「効く」
法律雑字

土地の所有権

弁護士
白川 敬裕

「所有権」は、法律の基本的な概念です。所有者は、「法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利」を有します（民法206）。

土地の所有権は、地面だけでなく、法令の制限内で「その土地の上下に及び」となっています（民法207）。ですから、もし「法令の制限」が何もないとすれば、上空や地球の中心にまで土地の所有権が及ぶこととなります。

しかし、上空も地下も、さまざまな法令によって、土地所有権の限界が規定されています。たとえば、航空法では、人または家屋が密集している地域の最低安全高度として、「航空機を中心として水平距離600mの範囲内の最も高い障害物（建物等）の先端から300mの高度」が定められています（航空法81、航空法施行規則174-1イ）。つまり、その高度を超える上空であれば、真下の土地所有者の承諾を得ることなく通過できると解されません。

地下に關しても、一定の深さ（一般的な宅地の場合は、地表から40m）より下は「大深度地下」とされ、「大深度地下の公共的使用に關する特別措置法」により、

原則として土地所有者への事前の補償なく公共的に使用できると規定されています。

土地に關しては、上下だけでなく、隣との関係も問題となります。土地の境界が曖昧だと、隣地の所有者と紛争になることがあります。境界トラブルを避けるため、土地の境界を明確にする「境界標」を設置しておくことが肝要です。境界標は隣接する各土地所有者の共有と推定されます（民法229）。土地の境界ポイントに設置される境界標には、「コンクリート杭」や「金属標」（頭に赤い矢印や十字が刻まれたもの）等があります。境界標を破壊したり、除去したりして境界を認識できなくなると、境界損壊罪の刑罰を科せられます（5年以下の懲役または50万円以下の罰金。刑法262の2）。

境界標が存在せず、境界の紛争が生じた場合は、「境界確定」の裁判を提起して、裁判所に境界を定めてもらう必要があります。裁判所は、各種の証拠資料や現地の見分等を実施して、判決で境界線を定めます。この裁判は長期化する傾向があるため、裁判に比べて簡易・迅速な手続として「筆界特定制度」があります。

この制度は、裁判のように境界を最終確定させる効力はないものの、筆界特定登記官が筆界（その土地が登記された時に定められた線）を特定しますので、紛争の解決につながります。

土地の所有権は、売買や贈与等によって移転します。民法は、所有権の移転について、当事者の意思表示（契約等）のみによって効力を生じると規定しています（民法176）。ですから、土地の売買契約を締結すれば、原則として、その時点で所有権が買主Aに移転することになります。

もともと、買主Aが土地の所有権を第三者に対しても主張（対抗）するには、登記をAに移転させておく必要があります（民法177）。ですから、法律上は売買契約を締結した時に所有権が買主Aに移転するとしても、所有権移転登記をしない間に、売主が、Aとの売買を知らないBに登記を移した場合、登記を得ていないAはBに対し、土地の所有権を主張（対抗）できなくなります。そのため、通常、土地の売買をするときは、売買契約書で定められた決済日に、代金の支払、登記書類の授受等を一度に実施します。

主な審議事項は以下のとおり。

四半期報告書制度の見直し

第515回親委員会（2023年12月20日号（No.1697））

情報ダイジェスト参照）に引き続き、金商法改正による四半期報告書制度の見直しに伴う企業会計基準公開草案「中間財務諸表に関する会計基準（案）」および企業会計基準適用指針公開草案「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」について審議が行われ、出席委員全員の賛成で公表議決された（12月15日、企業会計基準公開草案80号および企業会計基準適用指針公開草案82号として公表。コメント期限は2024年1月19日。https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2023/2023-1215.html）。

企業会計基準諮問会議からの

テーマ提言への対応

第515回親委員会（2023年12月20日号（No.1697））情報ダイジェスト参照）で報告された、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言について、事務局から次の対応方針案が示された。

・上場企業等が保有するVCFア

ンドの出資持分に係る会計上の取扱いをASBJの新規テーマとする。

・検討を行うにあたっては、同諮問会議で示された「VCFアランドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする限定した範囲での対応を求める旨」の付記の内容を考慮し、審議を行う。

・金融商品専門委員会において対応する。

委員からは、賛成意見が聞かれ、対応方針案が了承された。

リース会計基準の開発

第139回リース会計専門委員会（2024年1月1日号（No.1698））情報ダイジェスト参照）に引き続き、企業会計基準公開草案73号「リースに関する会計基準（案）」等へのコメント対応について、審議が行われた。

サブリース取引の例外的取扱いととして、適用指針案88項で、中間的な貸手がヘッドリースに対してリスクを負わないサブリース取引（以下、「本取引」）の場合は、一定の時点で貸手として受け取るリース料と借手として支払うリース料の差額を損益に計上することができると提案している。

これについて、本取引となる要件の1つである、「中間的な貸手は、サブリースの契約条件と、サブリースの借手が存在しない期間における原資産の使用

方法の、いずれを決定する権利も有さない」の要件の充足を要しないとすべきとの意見や、この意見が聞かれた。

会計

パシヤルスピントフの会計処理の審議、開始

ASBJ、企業結合専門委

去る2023年12月19日、企業会計基準委員会は第110回企業結合専門委員会を開催した。

パシヤルスピントフの会計処理に関する、企業会計基準適用指針公開草案80号（企業会計基準適用指針2号の改正案「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」等について審議された。

コメント対応の審議開始

本公開草案および、同日公表された日本公認会計士協会の会

の要件を削除すべき等の意見が寄せられているが、これらに

対して、公開草案から変更しない事務局対応案が示された。

委員からは、賛成意見が聞かれ、「議論の過程を丁寧に結論の背景などに記載すべき」との意見が聞かれた。

第139回（2024年1月1日号（No.1698））情報ダイ

ジェスト参照）に引き続き、企業会計基準公開草案73号「リースに関する会計基準（案）」等に寄せられたコメントへの対応の方向性と個別事項について、審議が行われた。

セール・アンド・リースバック

取引

公開草案では、セール・アンド・リースバック取引（以下、「S&L B取引」という）がファイナンス・リースに該当する場合、借手は物件の売却損益に係る処理を除き、通常のファイナンス・リースと同様の会計処理（すなわち、資産の売買が行われたうえで利益を繰延処理する）を行うとしている。これに対して、「資産の譲渡とリースバックを一体の取引とみて金融取引と整理すべきではない」とのコメントが寄せられた。

事務局は、「リースバックがファイナンス・リースと同様であるS&L B取引については、通常、資産の売却取引が実質的に成立していないと考えられ、売手である借手において資産の売却時に資金が流入し、かつ当該資金に対して金利が付された元利金を返済することになるた

会計 セール・アンド・リースバックは金融取引か

ASBJ、リース会計専門委

去る2023年12月21日、企業会計基準委員会は第140回

め、金融取引として捉えても経済実態を反映していないとはいえない」として公開草案を変更しない考えを示した。

専門委員からは、「資金調達を意図したわけではないS&LB取引についても金融取引として処理されることには違和感を覚える」との意見があった。

事務局は「収益認識基準において売却が成立しているか否かを判断するため、金融取引とみなさざるを得ない。所有権移転外リースについては他の整理のしかたも事務局内で検討する」と回答した。

ファイナンス・リース(貸手)のリース料)

公開草案では、貸手のリース料について、「将来の業績等により変動する使用料等」は含まれないと定義しているが、この定義では、「指数及びレートにより変動する使用料」(以下、「本使用料」という)が貸手のリース料に含まれるか否かが明確ではないとのコメントが寄せられた。

事務局はこれに対して、IFRS 16号「リース」BC168項では「将来の業績又は使用に連動したリース料」という表現で、本使用料が貸手のリース料に含

まれるとしており、貸手のリース料の定義で含まれないとされる本使用料等の表現と類似していることから、わかりにくさが生じているとし、本会計基準案

税務

国税庁長官・新春インタビュー — 国税庁

住澤整国税庁長官は、国税記者クラブとの会見に応じ、2024年の抱負等を語った。

新年の抱負

経済社会のグローバル化やデジタル化など、税務行政を取り巻く環境は大きな構造転換に直面している。そのなかで、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たし、特に、デジタル化については、「税務行政のDX」を着実に具体化すべく取り組んでいく。

インボイス制度対応

2023年の11月末時点でインボイス発行事業者として約416万の事業者の方々に登録いただいた。すでに登録済みの方もそうでない方にも、引き続き事業者の立場に立つて柔軟かつ適切な対応を行っていく。

BC24項で本使用料を貸手のリース料には含めないことを明記する事務局案を示した。専門委員から反対意見は聞かれなかった。

電子帳簿等保存制度対応

電子取引データの保存にあたり、改ざん防止措置などの要件を満たしていただくことが必要となるも、一定の緩和措置も用意している。国税庁としては、こうした弾力的な措置についても周知・広報に取り組みとともに、今後とも、事業者等からの問い合わせに的確にこたえるなど、制度の円滑な定着に向けて丁寧かつ柔軟に対応していく。

税務行政のデジタル化に係る今後の取組み

経済社会のデジタル化の進展を踏まえ、国税組織としても、



デジタル技術を活用し、税務行政の効率化・高度化に取り組みでいく必要がある。国税庁として税務行政のDXを進め、「適正・公平な課税・徴収事務の実

国際会計

SASBスタンダードの改訂、公表 — I S B

去る2023年12月20日、ISSBは、改訂SASBスタンダードを公表した。

この改訂は、公開草案「SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論およびSASBスタンダード・タクソノミーのアップデート」への意見募集などのプロセスを経て実施され、事業を営む国や利用する会計基準に関係なくSASBスタンダードを適用しやすくすることを目的とし、特定国に固有の指標を国際的指標に置き換えるなどの改訂を加えている。

この改訂によりSASBスタンダードの構造や意図が実質的に変更されることはなく、改訂後のSASBスタンダードも77の業種それぞれに関連する開示トピックス(例…温室効果ガス

現」という国民からの負託にこたえらるとともに、「社会全体のDX推進」の観点からも、必要な施策を着実に実施していく。

排出)、指標(例…排出量)、分類(例…定量情報)、測定単位(例…メトリックトン(MT))を示すものとなっている。

IFRSサステナビリティ開示基準S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」は、SASBスタンダードを参照・考慮して、リスクおよび機会の識別を行い、IFRSサステナビリティ開示基準が存在しない領域の開示事項を決定することを求めている。SASBスタンダードはIFRSサステナビリティ開示基準を補完する規範と位置づけられる。このため、一般の改訂により、IFRSサステナビリティ開示基準の国際的な適用可能性も高まることになる。

改訂されたSASBスタンダードおよび結論の根拠(Basis

for Conclusions on Enhancing the International Applicability of the SASB Standards) は「FASB

FRS財団のホームページから入手可能である。

ASUは2024年12月16日

以降に開始する年度から適用され、早期適用は認められる。

は、調整項目の追加開示・調整項目の内容、影響、増減を説明する

国際会計

暗号資産に関するASU、公表

FASB

去る2023年12月13日、FASBは会計基準アップデート

(ASU) 2023-08「無形固定資産―のれんとその他の無形固定資産―暗号資産(サブ・トピック350-60)―暗号資産の会計処理と開示」を公表した。

現行では、産業別トピックの範囲でない場合、暗号資産(crypto assets)は、耐用年数を確定できない(indefinite-lived)無形固定資産として会計処理され、年1回および減損の兆候がある場合に、減損テストが要求される。

ASUの概要

ASUは、「暗号資産(サブ・トピック350-60)」を新設し、暗号資産保有者は、取得後は、暗号資産を、各報告期間に公正価値で測定し、公正価値の変動を損益で認識することを要求される。

ASUでの暗号資産は、次の規準を満たしたものである。

国際会計

法人税開示に関するASU、公表

FASB

去る2023年12月14日、FASBは会計基準アップデート

(ASU) 2023-09「法人税(トピック740)―法人税開示の改善」を公表した。

このASUは、関係者からの「法人税に関する実効税率と実際税率の調整表」(以下、「税率調整表」という)(金額とパーセンテージの双方の表形式)と「法人税支払額」についての開示強化の要望に対応するものである。

ASUの概要

ASC (Accounting Standards Codification) には基準書のセクションとSEC関連セクション(SECが規定した「規則S-X (Regulation S-X)」等の法令)があるが、SEC関連セクションの一部を基準書のセクションに修正して組み入れている(以下の①と③)。

また、ASUは、「法人税支払額」について、以下の②の新

国際会計

転換社債に関するASU案、公表

FASB

去る2023年12月19日、FASBは会計基準アップデート

(ASU)の公開草案「債務―転換とその他のオプションを含む債務―転換社債(convertible debt instruments)の転換促進策(induced conversions)」を公表した。

現行では、転換促進策のガイドランスは、発行時の条件として転換特権に従ってすべてが株式発行による転換社債の転換にのみ適用される。

転換促進策に従って転換された場合、発行者は、「対価の公正価値(転換促進提供の受諾日

・無形固定資産の定義を満たす

・資産保有者に、基礎となる物品、サービス、またはその他の資産についての遂行可能な(enforceable)権利を提供しない

・ブロック・チェーン技術または類似のテクノロジーに基づく分散型台帳(distributed ledger)で作成された、または分散型台帳に存在する

・暗号化を通じて保証されている

・交換可能である(fungible)

・報告企業またはその関連当事者により作成されたまたは発行されたものではない

たな開示を要求している。

(1) 税率調整表の開示

・特定の項目の税率調整表での開示を要求している(特定項目のなかのある項目(調整項目)が、「継続事業(継続事業の概念は非継続事業に対応するもので、非継続事業は廃止処分された事業である)からの税前利益」に実効税率を掛けた金額の5%以上の場合に

(2) 法人税支払額の開示

・本国と外国の累計法人税支払額

・法人税支払総額の5%以上を支払った個々の国での法人税支払額

・その他の分解(disaggregation)の開示

適用関係

ASUは、2024年12月16日以降開始年度から適用され、早期適用は認められる。

の公正価値)が「既存の債券の転換条件に従った対価の公正価値」を超過する金額を費用として認識する。しかし、現金による転換など、転換により株式の発行が要求されない転換社債の決済については、規定されていない。

ASU案の概要

このASU案は、転換社債の決済が転換促進策として会計処理されるかどうかの決定に関する規準を明確にしている。

ASU案では、転換社債の決済が転換促進策として会計処理されるためには、最低限、転換促進の申し出 (offer) が、転換の条件として、発行可能な対価 (形式と金額において) のすべてを、社債所有者に提供することが要求される。

企業は、転換促進の申し出が社債所有者により受諾された日現在で、企業は「既存の証券の条件で提供される転換特権で発行可能な現金(または他の資産)の金額と株式の数」を、「転換促進の申し出で提供される転換特権で発行可能な現金(または他の資産)の金額と株式の数」と比較して、この規準が満たされているかどうかを評価する。

この規準の適用にあたり、転

換促進提供の受諾日から1年内に、かなり異なるとみなされない条件の変更が転換証券にあった場合、企業は、「転換促進の申し出で提供された条件」を「転換促進提供の受諾日の1年前の条件」と比較する。

国際会計

測定に関する概念基準書案、公表

IASB

去る2023年12月21日、IASBは「FASB概念基準書8号『財務報告のための概念フレームワーク』—第6章:測定」の公開草案を公表した。

概念基準書は、会計の基本的な事項を規定している。第6章の公開草案は、財務諸表で認識される項目がどのように測定されるべきかの概念を述べ、特定の測定システムが適用される場合についてのガイダンスを提供している。

公開草案の概要

以下が公開草案の概要である。

(1) 測定

「測定」は、取引やその他の事象と状況が報告主体に与える財務的影響を、客観的に測定する「価格」に基づいている。

(2) 価格

「価格」には、次に示した入

適用関係等

適用日と早期適用の可否は未定であるが、遡及適用と将来に向かっての適用のいずれかでの適用が予定されている。
コメント期限は2024年3月18日である。

関連性が高いかの決定は、資産または負債そのものと、資産の使用方法、または負債の決済方法に依存する。

コメント期限

コメント期限は、2024年3月20日である。

金融

「チャレンジング」な運営を迫られる日銀の金融政策

日銀は2023年12月19日の

金融政策決定会合で、金融政策の現状維持を決めた。一部市場ではマイナス金利政策の解除の観測が出たが、すでに長短金利操作の長いほう、10年物国債の利回りについて、指値オペなどの厳格なコントロールを外したことからみれば自然な流れだ。

つまり、金融政策正常化のために、次はマイナス金利を撤廃すると市場は考えるだろう。

さらに次のような日銀首脳陣の発言も加わった。氷見野副総裁が12月6日、大分での金融経済懇談会で、「金融緩和策の出口を迎えると、家計の金利収支は改善、企業の金利収支におけるマイナスの影響は限定的、金融機関は預金と貸出の間での利鞘もとりにやすくなる」との趣旨の発言をし、政策金利を引き上げる際のプラス面を具体的に挙げた。また植田総裁は翌7日の

参院財政金融委員会では、「チャレンジングな状況が続いているが、年末から来年にかけて一段とチャレンジングな状況になる」と発言したが、この部分だけ伝わり、金融政策の変更を意味すると誤解された面がある。

これは、立憲民主党の勝部議員の質問に答えたなかで、「総裁の仕事を引き受けたこと」、「日銀内の情報管理」の2つについて「チャレンジング」という言葉を使ったもので、金融政策についてはではない。その後、この誤解は解いたようだが、やはり具体的な金融政策の修正については時期を述べてはいない。

ただ、2024年3月に賃上げ交渉の集中回答日を迎える春闘の状況を見極めるといえるのが基本スタンスであることは確かだ。マイナス0.1%をゼロに

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2023年12月18日	金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等について	東証	改正金商法による四半期報告書の四半期決算短信への一本化、および東証「四半期開示の見直しに関する実務の方針」を踏まえ、所要の上場制度の整備を行うもの。四半期財務諸表等の作成基準や決算短信・四半期決算短信作成要領等の改正案も示されている。コメント期限は2024年1月17日。 https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20231218-01.html	—
2023年12月21日	改定版「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」	監査役協会	2021年11月の「監査に関する品質管理基準」の改訂を受け、会計監査人の評価および選定にあたり必要と考えられる項目および、前回2017年改定以降の法規範や各種公表物等の改正内容などを踏まえた修正を行ったもの。 https://www.kansa.or.jp/support/library/post-10297/	—
2023年12月22日	四半期レビュー基準報告書第1号「四半期レビュー」の改正及び期中レビュー基準報告書「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」(公開草案)	JICPA	企業会計審議会の期中レビュー基準等の公開草案を受けて、四基報の名称を、期中レビュー基準報告書1号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」とする等の改正を行い、任意の期中レビューを想定した期中レビュー基準報告書「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」を新設するもの。コメント期限は2024年1月22日。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20231222fqr.html	—
2023年12月22日	令和6年度税制改正の大綱		与党「令和6年度税制改正大綱」を受けて閣議決定したもの。イノベーションボックス税制の創設、交際費から除外される飲食費に係る見直し、グローバル・ミニマム課税への対応、外形標準課税の適用対象法人の見直し、ストックオプション税制の拡充などが盛り込まれている。 https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2024/20231222taikou.pdf	今号76頁

証券

世界の株式市場、2024年はどんな年になるか？

2024年、世界の株式市場はどう動くだろうか。それにはまず米株式市場の動向をみる必要がある。米市場では12月の米連邦公開市場委員会（FOMC）が予想どおりの結果となったことから、安心感が強まり、株価は上昇を続け、12月中旬にはNYダウ平均が史上最高値を更新した。市場は当然、2024年の株高期待を膨らませていく。

米市場の当面の焦点は最初の利下げ時期だ。この判断材料はインフレ沈静化の動向である。もし、市場がインフレ収束判断を先走り、早期利下げをはやして株高を急ぐようであれば、しつぱ返しを食らう危険がある。米市場は経済の動向、米連邦準備制度理事会（FRB）の行動に対して慎重な判断が求められる。

2024年の米市場は戦争、大統領選挙など政治的要因もあり、何回かの株価調整の局面を迎えることはあろうが、大勢として緩やかな上昇をたどると期待してよいのではなからうか。経済実勢・株式市場動向が不透明な中国を除いた国々の株価は、程度の差はあれ、米市場・米株価に連動して動くと考えてよさそうだ。連動組の筆頭は日本株価といえようが、10年も異次元金融緩和と政策を続け、量的な超緩和、日銀当座預金金利はマイナスという異常事態であるため、株価変動がねじれることがある。

コロナ禍のもとで、世界的なインフレが進み、多くの国が利上げを続けたが、日本は利上げを見送った。この結果、金利差拡大による円安が進行し、海外市場依存度の高い企業は増益と

あり、逆にいえば、それさえ成功すれば市場の波乱は考えにくい。その意味では日銀にとつて、年初から「チャレンジング」な日々が続くことになりそうだ。

なり、株価は上昇した。ところが、2023年末のように米株価が金利低下期待で上昇したとき、金利の動かない日本市場は、金利差縮小で円高反転、株価下落に見舞われた。

現在、日本銀行は異常な金融政策からの脱却を考えているが、利上げが円高、株安をもたらすとすると、どういうタイミングで実行するか、日本の株式市場にとつて最大の注目点であろう。

お詫びと訂正

本誌2023年12月20日号（No.1697）総目次に誤りがありました。読者の皆様にご確認ください。読者の皆様にご確認ください。読者の皆様にご確認ください。

●総目次3頁右段「法務」の一番下に次を追加。

★他人事では済まされない

取引先の不祥事への対応基本ポイント

井出 浩二/黒崎 裕樹/河江 健史 11・10

- ・第1章 サプライチェーンにおける関係性に注目
 - ・第2章 期待される初動・具体的対応とは
 - ・第3章 適切な内部統制を効かせるために
- 取引先の不祥事発生への実務対応と法的留意点
取引先の不祥事に対する平時の予防・発見統制